武家名目抄稿

衣服部十二　十五

和書門　類
二五二〇六　號
七七　函
八　架
四四六　冊

内閣文庫
和書　類
二五二〇六　號
四四六　冊
一五三　函
二　架

内閣文庫
番號	和 25206
冊數	457(189)
函號	153 275

武家名目抄稿第十五冊

衣服部十二目録

打懸

胴衣

胴服

廣袖胴服

唐織胴服

猩々緋胴服

革胴服
木綿胴服
雨胴服
側次
胴肩衣
猩々皮胴肩衣
段子胴肩衣
羽織

長羽織
廣袖羽織
平袖羽織
袖無羽織
具足羽織
陣羽織
錦具足羽織
金襴羽織

唐織羽織
唐織袖無羽織
繻珍羽織
段子羽織
猩々緋羽織
猩々緋陣羽織
羅紗羽織
鳥毛羽織
鳥毛陣羽織
鳥毛袖無羽織
山鳥尾羽織
羊皮羽織
皺韋羽織
縮緬袖無羽織
練具足羽織
練陣羽織

麻羽織
縄羽織
紙子羽織
雨羽織
合羽

武家名目抄稿第十五冊

衣服部十二

打懸

鹿苑院殿厳島詣記云むかしをいつくし満
まハ高倉院御幸ありて平相国おほきおほいまう
ち君もたひ／＼詣てられしを見し
を傳けめとも世をみひたるさまのつゝみめ月
らしきかをうことをすくハあまた哥て

めゆひといふもんをそめて袖白清く
すそゑみさうぢつぱけといふものをむかし
きうこにき給布杞常す青色のたて布色
のこしらへき袴也
按古のあうちゑてく足るの故ふうちつけそ
ついて狩衣清府の大儀ふ足ちて家禰袴を和
名抄讀て宇知加毋といふとあなし　公
なり

胴衣
應仁私記云小者裳束者同絹股纏袖細四
布袴
長門國守護職次第云大内権大夫殿義與
御社參明應六年丁巳正月廿二日午刻御
御幣御取次杉兵庫助弘隆同御騎馬五番
御軾御神馬在之御陣御首途御筒絹御小
袴也

氏郷記云斯リシカ共蒲生左兵衛大夫賢秀并ニ香津畑勘六左衛門ナトハ無貳味方シ奉リテ案内ハ知タリ千草越ニ下シ進ラセ御供申ケリ曲節ナル山中ヲ通ラセ給フ處ニ間近ク鉄炮ノ音シテ信長卿ノ著シ給タル胴衣ノ両袖ニ中リタリ危シカリケル事トモ也

按胴衣といふハ胴服のことなり次の条に

胴服

太閤記云（山中康助傳条）母もまた流石女性にハまれなく武のこゝろちにかしこき事一かたならぬなるに見つしとなり康助に与し侍る人ゝに帷子或筒服或肩衣袴ノ手巾扇うの類を送りしかハ康助の下知に附ぬる事皆骨筋の相救ひのことゝし

増補家忠日記云秀吉亦向坂近藤両輩ヲ
笠摠山ニ招テ近藤登之助馬黒駮南部胴服紅裏
按向坂傳藏ニモ共ニ良馬ヲ與ル
板坂卜斎慶長記云慶長元年春秀頼公三
歳上洛日本大小名装束ニて馬ニ乗伏見より
京迄十町に一ツ鑓口より二人侍一人小者一人宛
なり中畧家康公利家ハ東福寺門前まて京
より近に出御家康公ハ大きなる紋の紙衣
小まて色の尽腰あこの紀うらの丸ち海老とめし
利家公も紋紙の袷紀赤色の道服だての濃海人
加ゝり馬上にたかく御座候云々
東武實録云元和七年五月三日細川内記
忠利ニ後越中守ト改ム沐（休カ）暇ヲ賜リ領國下着ニ依
テ御礼トシテ使者ヲ以テ胴服五ヲ獻ス
是ニ依テ奉書ヲ忠利ニ賜ル
按胴服をみ道服とも如羽坐別ニ道服と

一ツ種の物ありて其物を云傳革にありかくいへり
然れとも今標目にハ胴服の字を用ゆるに
おのつからきる着の故よみの名を羽織
といふ猶其條下にて出へし

廣袖胴服

板坂卜斎慶長記云慶長五年七月廿一日江
戸御立岩付ニ渡御也其日御先ハ法印武者
四騎御前ニハ廣袖の御道服御掛筒御持

弓なとハなし其外鑓二本長刀一御跡ニ在
鹿石騎計云々

唐織胴服

續武家閑談云今度山中ノ城責秀次公秀
勝朝臣ノ手柄ノよし聞召て中村式部
武則ニ命て落城秀次を宜く聞中ニて其事
の所感ありて秀次卿ヘ黄金太刀刀良馬少將（原ノマゝ）
秀勝ヘ吉光刀并駿馬就中唐織の一氏にも秀吉公

註呂[illegible]織の胴緒を[illegible]一戦の功
成就あらは國を[illegible]

猩々緋胴服

関八州古戦録云（七ノ七オ）上方勢攻落山中城條中村才次郎
ハ式部少輔カ小姓ニテ十六歳ニテ有シ
カ随分心剛ナル者ニテ藪渡邉ニ押續キ
塀ニ乗騰リケルカ未タ若年ナリシ故物
具ヲ帯シテハ働キ難クヤ思ケン猩々緋
ノ道服ヲ着シケルヲ敵城内ヨリ長刀ニ
テ車切ニシタリシマヽ才次郎二ツニ成
テ胴ヨリ上ハ城中ヘ腰ヨリ下ハ塀ノ外
ヘ落タリケルコソ無慙ナレ

韋胴服

増補家忠日記云天正六年十一月三日于
時武田カ臣強ク諫ルニ依テ勝頼不戦シテ
兵ヲ引テ高天神ニ退ク大須賀康高カ軍

士渥美源五郎鷲山傳八郎浅井九左衛門
柘植又十郎等勝頼カ後軍ヲ追撃テ渥美
柘植二人首級ヲ得タリ大神君其軍功ヲ
褒セラレ渥美ニ華胴服ヲ賜ル

木綿胴服

闘八州古戦録云 謙信後巻無双巻条 輝虎ハ甲冑ヲ
帯セス黒キ木綿ノ道服ヲ着シテ白綾ニ
テ桂包シ驟ノ馬ノ鬃アルニ金覆輪ノ鞍

置テ乗シメ云々

太閤記云 竹中半兵衛尉条 戦場へ出立は静かなる
馬に乗虎御前と云刀を指其のぬくにさし
具足ハ馬皮のうらを表に用ひつゝ漆にてあ
しくぬりたるをあさ黄の木綿糸にておど
し立甲ハ一谷形立物ハおもたかを猪首に着な
し勝の付たる萌黄の木綿胴服を長くと
おんなりと着して馬上しとおさへてありけり

雨胴服

續武家閑談云権現様御上洛此時此約束ハ去
こし外得去信雄方違て形さてめ也つ也和談定
り秀吉よりこひの所ゟ公は御子於義丸君
を養子とす是後に権中納言秀康と称し
越前の太守となりせ給ひし也右御上京の御
供は石川勝千代（伯州二男）本多仙千代成瀬藤八且又
小栗大六ニ高力與次郎牧野三彦等なり御供ハ
伯州数正と云々秀康山にて風吹雪降て諸
人難儀也時に高力與次郎本締ハ雨胴服被哉
秀康にまゐらせしと書る

按和名抄乃説乃具に雨衣和名阿萬岐沼（アマキヌ）
今案一云油衣とみえつたる裁縫を知る之
のミされと蝋油なとにて調したる物とハ知る
了二子雨胴服も亦然せしにや又是を雨
羽織ともいふ下に見えたり

側次

立入宗継記云信長様御出立ハいこう
たい敵意より白ふし此段頗則色々此小
袖をめされ候とかへるも此ふし相頗をめす
ぬきにてきんらんのそばつぎしめす
ゐつまかわ皮袴云々

安土日記云天正九年二月廿八日五畿内隣國ノ大名御家人ヲ被召寄駿馬ヲ集於天下被成御馬揃聖王エ被備御叡覧記中畧面々之装束下ニハ過半紅梅紅筋上巻ハ薄繪唐縫物金襴唐綾狂文ノ小袖側次袴同前各腰簑被付候或ハキンヘイ或ハ紅ノ糸織物ヲ切サキニシテ被付タル有馬具押カケ鞦三尺縄各上品之紅ノ糸ヲ以テ大房ニ組マセラレ云々

按側次ハ肩衣の前をあはしめて小袖なき

て両袖をぬひつけたるもの也又側續と云
ものありそれハせに似たるもの実ハ無して
しく実まり

胴肩衣

関八州古戦録云（北条氏康河越後詰条）氏康ハ千餘ヲ四隊ニ分ケ一備ハ遊軍トシテ多米大膳亮ニ預ケ戦終ルノ砌マテモ見物シテ相守リ備ヲ乱スヘカラストナリ（中略）味方ノ相印白ケレハ假令敵ソト見受タリトモ白キ物ヲ着タルヲハ関キ避テ討事ナカレ若亦敵ヲ切ツケ鎗付タリ共味方ヨリ揚螺吹カハ彼ヲ捨テ引挙ケ速ニ一所ニアツマルヘシト法令ヲ嚴密ニ下シ是ヲ含メ白紙ヲ裁テ胴肩衣トシ鎧ノ上ニ懸ケ重キ甲冑馬鎧ヲ停止シ相詞ヲ定テ松明ヲ手々ニ持柏原ニ扣タル両上杉

ノ陣所ヘ子ノ后刻許ニ押寄セ喧ト喚テ
蒐入タリ
甲陽軍鑑末書云甲州勢モ人々手前ニマ
キレ信玄公何方ニマシマスヲ知ラス越
後勢モレカナリ然ル處ニ萌黄ノ胴肩衣
着タル武者白手拭ニテツフリヲ包月毛
ナル馬ニ乗三尺計ノ刀ヲヌキ持テ信玄
公床机ノ上ニマシマス所ヘ一文字ニ乗
ヨセ切先ハツシ三刀伐ル
紀伊國物語云（川中島合戰條）謙信ハ袖なしのも
よきの胴肩衣を着思惟なく甲州の備へ
乗込云々
奥羽永慶軍記云（真崎兄弟ソノ後條）ソノ翌日ハ四
方山ノ霞モ晴テ長閑ナレハ幸ノ事ニ思
ヒ花見ニソ出ニケル成方ハ下ニ小袖ヲ
重子小具足ハカリニ袴ノソハヲ高ク取

テ筋ノ胴肩衣ヲ着シ黒塗ノトカリ笠ヲ
ヒツカウテ葦毛ナル馬ノ一二三行ニ打
乗云々

按胴肩衣といへるは胴服の袖なきをいふ一名
袖なしとも羽織ともいふ也紀伊國物語に小袖
なしの胴肩衣といへるは胴服にてもあるへし袖
なしと書るなるべく袖付たる胴肩衣もあり
しかハ何れも甲陽軍鑑越後軍記等に
以袖なしといふは非なり

猩々皮胴肩衣

六廿二オ
奥羽永慶軍記云佐竹勢働白川係山類ノ城トテ
有ケルカ白川与カ近藤兎毛同對馬守同
豊後守同六郎兵衛尉篭城シケルカ敵ヨ
スルトキ近邉ノ地下人マテ走集其比東
國ニハイマタ鉄炮稀ナリシカトモ山類
ノ中ニ名譽ノ上手アツテ鉄炮ヒツサケ

大手ノ柵ノ際ニハシリイテ敵ノ旗先ヲ
ハルカニ見テトモアレ今日ノ大将ヲハ
只一鉄炮ニコソ打テ落サント打笑ヒ立
ニケル中畧鉄炮ヲツトリ暫クタメロフテ
動ト打ソノ玉アヤマタス大将ノ馬手ニ
乗タル猩々皮ノ胴肩衣着タル武者ヲ打
落ス

段子胴肩衣

甲陽軍鑑云萌黄の胴肩衣きたる武者白
手巾にて鉢巻をして月毛駁馬に乗て
三尺斗の刀を振揚て信玄公の床机の下へ
也座ト不一文字に乗よせ来る さきこみ
しに三刀伐たまふ原大隅と申中間頭青貝
の柄の鑓を持月毛の馬に乗たる萌黄
の段子の胴肩衣武者を付て突たり
したるにより其足のこころを知事

うち川まゑ馬れまんつたを毎ニて馬ニのり
たつくたしより出雅後守たる武者輝
虎なりと申候

八オ
越後軍記云謙信馬上ナレハ見付給ヒ一
文字ニ乗寄セ三刀伐信玄ハ牀机ヨリ立
テ軍配團扇ニテ受ナカシケル處ヘ大剛
ノ兵二十騎ハカリ驅フサカリ敵味方ノ
知サル様ニ信玄ヲ引包ミ近付者ヲ切拂

フ其中ニ原大隅ト云フ信玄ノ中間頭青
貝ノ柄ノ持鎗ヲ以テ信玄ニ切付タル月
毛ノ馬ニ乗萌黄ノ段子ノ胴肩衣着タル
武者ヲ突ハツシケレハ具足ノワタカミ
カケテ打付ケミリ

松隣夜話云謙信其日ハ態ト大躍ノ鎧ニ
青キ段子ノ胴肩衣ヲ着シ三尺九寸ト聞
シ国吉ノ打刀ヲ抜持云々

羽織

宮参次第云一の先へ騎馬すき遊ふ御中
ミれ者十人も廿人も衣を画して弓をもたせ付
鞠を付くたび重衡を著して腹巻を
着たる中をたくして也

氏郷記云義昭御卿重テ御謀叛有テ二條城
ニ人數ヲ篭置給フヨシ聞エケレハ信長
卿頓テ攻上リ二條城ヲ破却シ其ヨリ槙

嶋ヲモ責破リ給フニ蒲生父子ノ人々モ
御供申サレケリ氏郷其比ハ十八歳父子
共ニ抜羣ノ働也トテ左兵衛大夫賢秀ニ
長光ノ太刀子息忠三郎秀賦ニハ御羽織
ヲソ被下ケル

太閤記云大明之使於船入之地秀吉公侶ニ船遊條将軍ハ日比
出立いつよりも花やかにめされしと見えし武具
あをく船にの虎尾のなけきやの残二百本十

文字長刀何も金なり かゝりしあか。ね。の
羽。織。召して侍中間三百餘人一やうに出立せ
て持を隨つり
義残後覺云江州北郡ニ三上次五大夫ト
テ千貫餘リノ身上持タル入御座ケリ或
時他領ヨリ客ノ到来レテ昼ヨリ夜半過
ル迄御座ケル比ハ十二月初ツ方ノコト
ナレハ北風ハケレクテ雪ハ村々吹付ル

比ナレハ供ノ士トモ十四人アリケルカ
外ニ堪兼テ座敷ノ次ナル長縁ニ羽織杯
被リテ戸ニ懸リテ主ノ入ノ立ヲ今ヤ今
ヤト待退屈レテ居睡居タリケリ

四 武蔭叢語云 小田原夜討時（蒲生）氏郷内結西十
郎兵衛と城方奥村桐之助と鎗を合る桐
之助白羽。織。黒キニ桐の摺付しけるを見し
跡小隊をこける結西追付て奥村か股を突

又云上田主水入道宗古ハ関ヶ原の陣の時
治部少方ニ肩入ス浅野紀伊守幸長に
此頃一万石ニ而呈ス元来茶の湯者ニ而甚
名高し武州紀州若山城普請ありし大石を
引せる時其身棒の木綿の羽織ニ馬乗を前
け無地梶を大紋ニ付浅々手拭ニ而鉢巻
し石垣より下知せる若侍是を見て
殿様も大名也 一万石にて茶屋坊主を抱

作と嘲る云々
四 又云天正十二年四月九日ニ池田勝入父子森
武蔵守と御旗本にて此一戦大事に
及ふ処ニ御人数加りが時ニ手松金四郎兵
羽織ニ十文字の纏を立ル唯壱人勝の
数万の陣の纏を突崩し 外
東遷基業云 神君ハ水野大久保の一陣二陣
一旦迯て武蔵守の備の乱れしを見給ひ

高来誉を揚りあけみな舞めつ備無み
無らに勝入の伐若者とても何とて追崩
さする挫とも身をすゝんて下知し給へ共下
知とひとしく馬乃先より平松金次郎菊
の羽織に十文字の鑓を持道筋を西へ行
勝入かニ万余の備の其中へ鑓を入大聲戎
揚て戦つたる鳥居倉次郎も同しく鑓を入
てとてもみ一番鑓となる

家忠日記云文禄三年六月二日大閤より御
羽織帷子被下ト
板坂卜斎慶長記云安国寺ハ毛利宰相家
臣為とひとつに十六日にきりたりたまひを給へ戎
せられしかもの羽織にて通りゆかし諸法
あり
慶長見聞記云二月廿五日加賀大納言利
家病中ナカラ従大坂家康公ヘ為御見舞

御登畧中利家御屋敷ノ下ヨリ舟ヨリ上リ乗物ニテ御屋敷ヘ被参候加藤主計頭長岡越中守浅野左京大夫乗物ノ傍ヲ咄ナカラ歩行ニテ同道也利家并各ハ羽織ヲ被着候家康公御小性衆ハ長袴

當代記云慶長十六年四月二日秀頼公ヨリ右兵衛主ヘ被進物御脇指吉光刀高木貞宗段子百巻刈田ノ小鼓ノ胴皮共是ハ右兵衛主小鼓ノ數寄給故也小袖同羽織云々

按羽織ハ服前ニ見えたる胴服のことなり
たまりて然して着たるゆゑ故たよりとよばれたり
そのたぐひかれこれを聞くにいはひなき
さるゆゑ字訓を假借して羽織と書る
なり太閤記に竹中半兵衛尉が事を記し
しるし陣の付ところ青黄の木綿胴服を長く
とおもひける中にも見えしと見えしなどある

にくも打かけて座り

長羽織

雑兵物語云小六こゝ家刀ハあんとした長羽織をきつく此様なものゝ先へ立備尻の刀とのまれハあまりは長羽織乃ま様してもつくせそう鞘のあつさう答能もみすれらまふ時鞘を座しそられた此様にあつてきつ先ハてゝ

廣袖羽織

六ノ五ウ

續武家閑談云秀頼五歳の時伏見より行列にて京へあり大閣ハ二三日前入洛し中立賣の宮上義光此屋敷に住し京へ此日迎ありて出陣に立髪の馬に乗てむかひのびろ袖の羽織に気をさ脊随分なし襟ハ摺落なし座なし此投頭巾にて馬此先へ歩兵五十人ありて二行に列を

按ニ是即前ニ見へたる廣袖の胴服なり

平袖羽織

大坂軍記云慶長十九年霜月十七日大御所様ハ住吉ニ御着陣将軍様ニハ平野ニ御着馬大御所様ハ只御一騎ニ而黒川筋ニ塚際まて御乗出しいつも手ニ侘ことも城中御巡見有里侍之御供ニ而罷出と仕候處を本多佐渡守正信堅く禁制仕候付大御所ハ御着なされニ而鷹乃羽ちらしに付たる花色平袖の御胴服を白鹿毛御召ニ而塚際に御立被成候ト

按平袖とハ今ハ即ち廣袖とて今のなまりたるちやり白襖白帯猩尻馬の類口のテニ猶存るハ古のことゝ也

袖無羽織

東遷基業云大坂勢ハ河原ニ而旅ゝ亀甲を

兵範されとも亀田方にも無数手負討死したる
且敵伊勢をはなれ引返して亀田ハ櫻井の村
中小屋のうしろ上田主水と立並て挑戦けり
二番の鑓ハ村中たて籠しの上田ハ敵を落付
て小性横関新三郎手跡をとれとも下知して
新三郎ハ茜の裡あふし羽織子合にて向兜
乃紋付したるを着て一刀斬りて足軽ハ小路
合たまりに首をとりしを同道ちに搦をて

本陣へ送りけり
又云十人の足軽大将敵の間近く打合ける
故作田不泥しうたて神君怒らせたまひて村
越茂助をめされ次に加えて式部をさし遣け
る故安藤小屋よりし鉄炮三匁指挺来りける
を差立清兵衛図の山へ上ケ筋違に打かく
深敵たまり兼て大に痛む稀にこそ出る時
森武蔵守長可白き裡あふし羽織を着て

毋衣武者四五十人歩行立にて馬廻につ
きて此旗本の向にあたる是を見て丸山之上
里ケ谷水野太郎作正重下知して透間
なく放かしむ武蔵守の旗本おくれまじ
打くれ色付面家を武蔵守を起てあまた
退こ立よと大音を揚て下知せられともおも
すくめられて如里得ず

九・廿一オ
續武家閑談云大御所様此高下を見付申

退留り中此別十人の跡で下知仕鉄炮を良
ふりくらうこ世中此へ参敵方多くうこ水中此
左西手大将と見へ此武者壱騎居指毛さて
次かく白き袖なしの羽織を居味かくとよ
里六七間下り先へまいり出歩行武者四五
十人左右に並下知を仕り此

按袖なし羽織とて前の見へてある胴肩衣の
一名なり様胴袴を羽織とも小ふの例也

具足羽織

室町殿日記云義長物ノ條祠先日御跳ニ馬具大總勘家眼の體ニ掛并具足羽織十調下中外ツつきても一しく会をつきせ申外外信元て首しけ

未森記云村井具足羽織ニ矢鏈ニテ多ツキツラヌキタルヲ御覧レテ利長卿御具足羽織下サレ御陣ワキサレモ下サレケル

大坂軍記云家老吉沢四郎兵衛同小泉豊田与右衛門津田勘三郎を始後藤又兵衛の士七八騎討手として鉄炮あて胸板を志後ろに打抜き今方平左衛門を取甲を脱首を討せ申外又兵衛首をハ具足羽織に包申候中つ隠し申外

按甲冑を具足ならしと云故よしハ具足下の不手説あり具足羽織とて丢次第なるへし

たる陣羽織のさまと存すりも我にのみ条子
に過す

陣羽織

見聞雑録云信長も日頃極暑と云ども具足
甲を脱玉はず白き帷子に黒き陣羽織に銀
箔にて桐蝶の紋押たるを召黒き唐人
笠を被らせ給ひ床机に腰を掛諸卒の
剛臆諸手の進退をも下知有と云々

廿ウ

關八州古戦録云甲州勢小田原乱入條晴信使番初
鹿傳右衛門昌次中略渠ハ加藤駿河守昌邦
カ次男ニテ初弥五郎ト申シケルカ生得
徑廷ノ者ナル故信玄祕藏ニ存セラレ初
鹿源五郎忠次カ川中島ノ大合戦ニ討死
レタリシ名迹ヲ継セ原美濃守虎胤カ聟
トセラレタリ此度ノ陣中ニモ陣羽織ノ
脊ノ紋ニ香車ト云字ヲ書タリシヲ晴信

佶ト見咎ラレ指過タル事仕タリトテ譴
責ヲモ受シカ共今年廿五歳ニテ一稜ノ
瀨蹈ヲシ傍ノ眼ヲ驚カセリ
十六、十二ウ 又云 太田三楽斎死去條 太田美濃入道三楽ハ近年
義重ノ手ニ属シテ領内ニ在住ノ由𩵋テ
聞召及ハレタリ 中略 秀吉公則石垣山ノ陣
中ニ於テ對顔シ玉ヒ頽暮ノ齢タルニ遠
路ノ参入感悦有トテ著用シ玉ヒシ陣羽
織ヲ脱テ即座ニ是ヲ与ヘラレ丁寧ノ饗
應ヲ賜リ雜談刻ヲ移シケル
老談一言記云陣羽織の事を右乃席ニ而ハ
羽織とハ不申羽を以て織て甲之上ニ被て軍
容とせるかと存るよし申せはさて〳〵子被羽化
訓ありて質とハ字マクルと讀故ニ見てヨリ
とハ云ハ雲宮ニ而但是ハ織とハ見ヘさる方よまさる
つきかとも其も存候

續武家閑談内藤家傳云酒井左衛門尉忠次
申上けるハ勝頼無二の出陣なれハ敗軍の
後なれハ一入手痛き合戦あるへし然は合戦
始らハ幸なり敵に向ひ伊呂坂へ引掛て退
きたる處へしてやかんと云上有けれハ東
照宮是に御同意なされ伊呂坂へ馬を向
られける時朝比奈孫三郎と云者木陰より出
て松平喜九郎を射殺す件の喜九郎ハ

松平孫右衛門の男家長丸小勇なりけれハ
敵兵則孫三郎を射ふせ矢孫三郎の鞍の前
輪より孫三郎か手前輪に射抜て矢先白
く見へけり孫三郎手孫蔵喜九郎の首取
捕人と荒立るを家長又二の矢を番ひ
て孫蔵か小腕を射ふせ兄弟共小痛手なれ
ハ兵共にて引退く後城主芦田下野守二ツ以
矢取投て礼を射て石川日向守家成か

陣に送らる是れ子細無矣る何者の附会なるやらん
昔北条朝の平高時能登殿の御矢よと云付
たり東照宮大に感し給ひ高長に陣羽
織を下されしと云々
按陣羽織ハ即具足羽織の一名なり裁縫
ハ人の好みにまかせてしるし異同もある趣
なれと具足羽織と陣羽織との名はなくて
裁縫異なるにあらすして従来に陣営に用ひし
て寒気を防く料なるを陣羽織とも云ひ
甲冑の上に着して目下とかけまへつけたるを
具足羽織と称せしといふは説ならんや未だ按も
なき妄説なる趣し みなみな其をたゝ羽織
とのみ称せしも常の事なり下に見へたり

錦具足羽織

大坂軍記云増田兵右衛門長盛の子也
陣にハ大将の出仕致し第手に有しが単

員多なれハ将乙城方弱と聞てハ口惜かりけ
此段大御所殿聞召奇特なる心の糸を美丈ハ
似合けるとて御内意也終ニ裏陣ニハ大坂ノ籠
罷けり其日ニ老者云より殿下けり奇地の錦ハ
貝足羽織ニ而立留防戦けり敵董縨の者破雅
平三郎塔田と組糸を美丈を付候けり

金襴羽織

道明寺合戦覚書云物頭ノ片山助兵衛赤
地ノ金ランノ羽織ニ金ノ團扇ヲコレニ
サレ鎗ヒツサケ候ヘハ山本外記ソノ鉄
炮ヲステ鳥毛半月ノサシモノニテ十文
字ノ手鎗ヒツサケテ飛ヲリ各一同ニ立
ナラヒミタミミトヲリシキレコロヲカ
タムケ鎗フスマヲツクリマチカケマウ
シ候

按するに羽織といつは多具足羽織并

おとなりなる我鎧来盃をも来盃とのみ云

うけとし下此類倣之

唐織羽織

見聞雑録云信長御対面にて上洛有度徳川
家康ノ手柄悉くして勇平武田勢数万我迄
きりつけて籠城無類の武功近代稀勇士なり
りとて御ほうびの御服着被仰付武者之助（勇平）
手ハ一文字銘御腰物召料御帷子唐織

羽織被下之

渡邊半左云大閤様内府云信雄云なと御相
手ニ被成候處少年まで中納言殿つきニ
ハ丹後の少将殿御仕形を御吹聴なされ
但その身んも中村式部少輔おとなしきこの者
なと中納言殿へ御付なされ少なきおんとめこ
とく裁判なとさせ候このたもくやうまとお
おしめし少通なと照に被仰上まて御不

うるとして中納言殿つけおかれたる御馬
つのいたゞきゆきそて式部少輔をめし出され
き唐織袖御羽織を忠この様らき式部少輔
に御くれつかはさるへきをおほせられ候

唐織袖無羽織

最上義光物語云慶長十七年正月十五日
に仰いあはされしハ来ル廿日天童原にお
ゐて鷹狩可有之 中略 義光公も卯の刻に御
出城ましまし御供衆遊佐荒児小姓衆
ら三十日讀當の内より器量のよき若者
卅騎撰出されて一様に唐織のそでなし
羽織を御手ずから務めしつけ給ふ
按ずるに袖なし羽織といふぞ陣羽織の
おこりなり下傚之

繻珍羽織

大坂軍記云秀頼公へハ井伊掃部を以仰

いきられ候をつけにのこまもりの御案堵
まて御座候事座候て御以て成されれ
座候大閤秀吉公御末以ての御国今
更以爲のしくあかしめし候やこれまて
てまて出る御以て出やうまと作つのいさ
れその御左次速水甲斐守ハ朱貝足の
うつみ繻珍の羽織そのうつみ縄帯し
て門口まてまかりいて候掃部近夜居見

委對面し其子細被聞召付候云〻

段子羽織

氏郷記云小田原軍條 諸大名ノ中ニ頭ヲ取者
只此河北弥次一人ニ限レリ然レハ関白
殿ヨリ段子ノ羽織ニ赤裏打タルヲ被下ケ
リ氏郷ヨリハ青ノ馬一疋ニ鞍皆具添
テ給リ右兵衛佐ヨリモ馬一疋ニ鑓一本
添テ當座ニ出サル

甲陽軍鑑云三年前信玄公此代畏の言の祝
あるへきことゝ高坂弾正存して信玄公去貞此
此持鑓ハ小熊のこれの鑓志るし井本亀の
甲州此鑓二本合井二本鑓持のものあり延段
ずして田ゝ去度仕置宴うしことかくし
二人三人宛二日の間に出し甲府へ勝頼公
此常ゝ附まお不老侍旗本にても隊なきもの
に仕置ゆえ高坂弾正やすうしくも信玄公此
美ゝ深きゝ哉あるへきて此件

猩々緋羽織

渡邉事苑云何も拵ゆて引入れ時に岩田七
左衛門と申者ハ猩々緋羽織を着中にて一人渡
して高く戦敵是を見ゆて鑓をもつて突ゆ時
七左衛門勝負するなとと申ゆ得え敵ハ味方と
存違をと引申れまえ了細ハ阿波ゐ度にても岩田
七左衛門と申者此ちゝこゝまても猩々波の羽織

なき中なれ共某も同事に出居れハ猶是を引
中也
東遷基業云城兵承岩田七左衛門と云猩々緋
の羽織を着して士卒にたくましく引まはる
我蜂須賀か兵より見歟とや思ひけん追ふを
けるを七左衛門かへり見て我ハ岩田七左衛門
なる者過たりとて云ければ蜂須賀か兵に
同名ある故さてハ味方ぞと心得て謝たを
引とりしかは七左衛門跡を慕ひて城に引入けり
某々申候七左衛門も猩々緋の羽織を着しけ
れハ城中へ入しを見て様を違たりける
大坂軍記云本多左京家老山澄某猩々緋
羽織佐目馬にて参り一番に迦来り日向か見
紛ハ此詞を是非旗欲しきと見へて来る多く人数
をとゞめ止ル
三 武徳叢書云岡左内か角菜螺の甲にて

而ちの立揃ありて居所子知り猩々緋羽織
に鹿毛の馬に乗川端にて打下り防戦し
候政宗より鉄砲と見請て馬を乗付太田
を討太刀付られ候中略忠太内猩々緋の羽織
に政宗と太刀あはせし太刀筋武ツ有合様
性より望多きの縫合て其躰を脱ぎし是
を見た
又云上杉方小川安書中略其足の上に乗し

たる猩々緋の羽織を脱小田切に渡し
是我形見也見せよとて妻子に渡し給ハ
望候よし云
水野勝成記云本田左京亮の子も杉山てあて
されと橋の上まて逃かられ中略時右仙
人の手の足中為より有生穂を立かられ中
略左京あいたる猩々緋の羽織を着中人皆先ハ
てあれりなとたてしも皆集て中略

猩々緋陣羽織

四十四ウ 見聞雑録云矢師の彦兵衛ハ是も彦領の御料
り猩々ひの陣羽織あそこまて金銀にて
五三五七乱桐打たるを着し甲無窮屈也
とて練巻金にて了メ山鳥の尾を以剥たる
二本五指たる籏を携つ云々

平塞録云主水殿今日ノ武具出立ハ緋威
ノ鎧ニ星兜ヲ着ラレ猩々緋ノ陣羽織ヲ
着シ千鳥鎌ノ鎗ヲ提ケ朱ノ瓢簞ノ團居
ヲ推立テ胴勢ヨリ先ニ張出シ大音上ケ
板倉内膳正嫡子主水佐重矩亡父ノ為ニ
吊合戦ヲ始候天草四郎ニ見参セン出會
候ヘヤ鎗参ランシト呼リ團居シタヘ扣ラ
ル

羅紗羽織

五十六ウ 増補筒井家記云定次些モ不騒近習百餘

人名張以下ト渡シ合自ラ敵二人切テ落サレシ所ニ名張ハ平惣大將ト見テケレハ無二無三ニ打テ掛ル定次ハ平カ羅紗ノ羽織ヲ二太刀切ル

烏毛羽織

廿八 東遷基業云五月四日ニ大將軍伏見を發し給ふ御中黒糸の鎧ニ鶴の毛の羽織唐人笠を召させり

烏毛陣羽織

二十四 續武家閑談云關白秀次武道の御数寄を好ミ馬下ハ柴田勝家か金の御幣ニて見事なりとて是を用ひ中略木村常陸介か烏毛の陣羽織乞ミて是を用ひらる

烏毛袖無羽織

難波戰記云 五月七日両御所御出陣條 己ノ刻大樹於ニ平野御参會有大樹今朝未明ヨリ矢尾堤

出御有御装束黒縫延御鎧頭巾御冑鳥毛
袖ナシノ御羽織白熊白旄御手被掛二寸
餘候ケル栗毛立髪馬被召

山鳥尾羽織

大坂軍記云五月五日巳の刻京都御進發尾
張宰相殿河宰相御供也将軍ハ伏見より御
立也山鳥の尾の形羽織猩紗唐人笠の形甲桜
鞁と云十寸三分乃栗毛糟毛の形馬に孔雀
尾の馬標をうけ召ル

羊皮羽織

豊臣家譜云四月秀吉使攻岩石城中畧本多
豊後守廣孝来會共攻城有戦功秀吉感之
賜羊皮羽織及金鐔脇指

一柳家記云山中五郎ヲ初捨二人馳付ル處
敵早ク城中ヘ引入ル市助感悦不斜金扇
斗付之脇差羊之革羽織為褒美四郎左衛門

に張く

増補家忠日記云天正十五年四月廿五日
駿府本城経営成ル此月秀吉軍ヲ引テ豊
前筑前ノ境岩石ノ城ヲ攻ム大神君本多
豊後守廣孝ヲシテ軍ノ雌雄ヲ問ハシメ
玉フ廣孝能戦テ軍功有秀吉コレヲ褒メ
金鐔ノ脇指并羊ノ皮ノ羽織ヲ廣孝ニ授
ク

皺韋羽織

東遷基業云大津城責條 黒田出雲尾子宮内安
養ち長門九毛万五郎尾関甚右衛門桃子五
郎左衛門等ハ京口南の堀裏を堅めかけるか之
の丸へ寄迫ける敵と相戦ひ城ニ死傷をる
もおこのうに中ゝも桃子栗色の志ぶ革小星
の筋付たる羽織をきし雪の如くなる白
紐つを冑のうよりかけ十文字の鑓をきね

のつくかくして逢敵を追ありひ其場を不
去して討死せて

縮紵袖無羽織

廿九
東遷基業云真田信仍ハ黒糸の鎧に抱角
の冑に白熊を引廻したるを被り今胡秀頼
公より賜ける緋縮緬の袖なし羽織に桐
のとうを金紋に付けるを着して芦毛の馬
のりて逞きに末地に六文銭の金貝鞍金
象眼の鐙青漆に金にて浪を書たる泥障
さし紫の手綱に厚総の三つかけたるに手
奈つて白旄を振て衆を励し二千斗の勢
を卒丸に立て相戦ける

練具足羽織

武蔭叢語云孫（三宅）平次後は明智日向守一老
臣と成明智左馬介秀俊と号す千の大将
に成り白練の羽織に狩野永徳に雲龍

を墨絵に書せ具足帷子に着し二ノ谷
と云名物の甲を着光秀先手を勤度々
の高名数多あり
と云其後左馬介小姓を以日来着し為る
白練雲龍の具足と羽織とを秘蔵せし二ノ
谷の甲を渡し是を持坂本の西教寺へ参り
左馬介為に今自害いたし候此甲羽織を
差上候間百ヶ日追善の事頼たると金子百両

添てさし腹十文字にかき切名を青史に
上たり其軍後星霜五十年過寛永二年
中の初まて白練の羽織朽失せ二ノ谷
此甲は西教寺に残りしと云々
続武家閑談云 松田小左衛門と申者是ハ内
藤之助右京（古卿カ）の事にて出座ハ越中より
付て越中者にて候ハ白日の備に具足羽
織白帯に添り小連ハを墨絵にせるに書

中ニ羽織を着して人手前悪数少なき名をハ
不申家中にてハまる羽織と斗申也

練陣羽織

續武家閑談云秀吉公陣ひろく天下一つの
献戦の人と定まるとものあら汝手出しすへから
す陣羽織渡し置て吾西國下向を可相待
旨申付然ニ懸威軍しきのも敗軍するこ
と不届なりとて仙石か陣羽織ヲ没収ニ仙石

四ケ年の后ハ流浪して小田原發向の时
無禄なれとも白練の日の丸の陣羽織を
着し冑かけ鉢巻をしめ将軍此先に唯一
鎗を出しける

麻羽織

奥羽永慶軍記云（浦村五郎被討ニ叔父九郎係）五郎ハカ
ミル事ノ有ヘキトハ夢ニモ不知小具足
ノ上ニ麻ノ羽織ヲ着菅ノ笠ヲ冠リ爽ニ

出立タル若黨三十餘人中間悴者以上五
十人ニテ通ル處ニ云々

縄羽織

甲陽軍鑑云花沢城門脇にて人にしられたる荒
之色部勝頼公長坂長宗名和無理介後藤
越中初鹿傳右衛門也城のあき積子を無理介
あけゝれよと初鹿傳右衛門中にへ矢鉄炮を
けくしくあきらる所にて而りと無理介
挨拶ありてこそ手にて傳右衛門に在ある重積子を
押よる後藤越中つけたりけるが小りちうる躍
後をとつて法きなきとく後傳右衛門越中
あくみて無理介ヶ具足の上ふまりるがへ
羽織をとえ初鹿以来無理介とハ名のらすま
し越中勝頼公挨ありけれ縄の羽織ハ無陽
にたつとく返しけ

紙子羽織

續武家閑談云吾祥坊先達而但州退治の
时水尾と云所ニ塩屋駿河守二千人を率
て高き地ニ張陣させ时ニ宮部八千四百
十八騎ニ母衣かけ軍勢五六百にて馳
入を田中ハ長刀持ちて紙子羽織を召て
黒の馬に乗り一番に馳入塩屋方大坂勢ニ
濃つと云但馬丹後にかくれなき勇士ニ放
ツ矢ハ胸板を左右へ射かけ（本ノママ）るうちぬかれて通

され共矢を身此真中へハ通らぬと云
ありし共矢をぬかれて突込敵を討と云ニ
大坂軍記云長門組青木七左衛門黒き切
さゝれ指物ニて突込一番に首を取七十
外ニ萌黄新七所紙子の羽織金の幣
此幟さしニて先登を常外ニ走人数多
勢ニて押寄る中へ新七強戦少しも不崩場
も不退討死仕候

雨羽織

北、廿三 翁物語云大坂陣ノ時横田甚右衛門ヲ摂州住吉邉ニテ物見ニ被遣ケルニ横田一騎ニテ具足ノ上ニ雨羽織ニ編笠ヲ着シ住吉ヲ乗リ越シテ云々

按雨羽織ハ前に見へける雨胴服の一名なり其裁縫ハ今あるものと形同じき也又異なる所ありしにや未詳古代雨衣ハ蓑を用ひしを室町家の末川のころより雨胴服とも雨羽織ともいふ物世に出てきそくにも後に合羽といふものをもまたて用ることとはなりたり

合羽

東遷基業云三成那て免も角も此意を遂ふへし伏見乃城中小勢にして手に立へくもあらすとといへとも若此人数の蓑何かた

其外人数も指加へ申度くとて二千余人
大坂に留めおき身ハ居城へ馳下る途中より
大津宰相高次へ使を立て追付出馬中
さんと云きたて 中略 折節細雨降けれハ羅紗
の合羽に菅笠を召し手廻り計にて
城内へ入高次対面ありて是まてハ三成に与し
をつき所を申さると云々

按伊勢貞丈の秋草に慶長の頃より阿
蘭陀国の人日本朝に渡り来れりかの国の
人袖もなく裾広き衣を着せり是をカッパ
といふこれを学ひて紙にて調し油引て
かの蘭陀人のやうにしてカッパと名付く今丸
桐油といふもの也（坊主合羽ともいふ）又袖を付て袖カ
ッパと称し又油紙或ハ木綿等にて製し
たるもあり合羽と書るハ音と訓とをかり
てカッパに当たる迄にて文字に義なし

しとつう

明治十五年五月舊稿校正　小野由久

同年七月二日再校并書　秩父忠一

同年同月九日以旧稿本校正加朱筆畢　塙忠韶

圖書局文庫

明治十六年四月

校　岡田太郎吉

国立公文書館
National Archives of Japan